

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上郡町	赤松地区(赤松・細野・河野原・楠集落)	令和2年3月2日	—

1 対象地区の現状

①対象地区内の耕地面積	59.92ha
②人・農地プラン対象地区内の耕地面積	52.02ha
③アンケート調査等に回答したプラン地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	40.22ha
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	21.91ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.56ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	42.44ha
(備考) 農事組合法人 41.5ha、認定新規就農者0.9haの新規集積	

注1:④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在、旧赤松校区内の農地は、2つの営農組合と2名の認定農業者が地域内の農地保全を担っているが、担い手を含む高齢化・後継者不足・不在地主の増加等により農地の維持管理が難しくなるとともに、耕作放棄地の増加が懸念される。

アンケート調査等をもとに、今後地域として残していくべき農地等を皆で話し合っていくとともに、これらの農地を安定して保管理していくために、4集落が協力し地域農業の担い手としての集落営農法人の組織化や、認定農業者、新規就農者等との協力体制をつくり、協力して農地の保管理に取り組むことが必要と考える。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今後の地域農業の中心となる経営体として、●●の設立や、認定農業者の●●氏、新規就農者の●●氏を地域の中心経営体に位置づけ、地域内の農地の維持管理を図る。
- ・中心となる農事組合法人については、土地利用型農業を経営の中心として、野菜等収益性の作物を導入し経営の安定を図る。
- ・認定農業者については、土地利用型農業を中心とし、事組合法人と協力して、地域内の農地の集積・集約を進め効率的な農業経営に努める。
- ・新規就農者については、地域内の棚田を含め栽培地の集約化を図り効率的なブドウ栽培経営を行い、地域と協力し地域農業の活性化に協力をいただく。
- ・地域内の農業者は、農業法人等の中心経営体の活動に協力するとともに、水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を中心経営体と共同で行う。
- ・農地集積については、農地中間管理事業を活用する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		水稲・麦・大豆	0 ha	水稲・麦・大豆	41.52 ha	旧赤松校区内
認農		水稲・麦・大豆	7.33 ha	水稲・麦・大豆	7.33 ha	上郡町内
認就		水稲・ぶどう	0 ha	水稲・ぶどう	0.92 ha	赤松・細野・苔縄
認農		水稲・麦・大豆	5.22 ha		0 ha	
計	4人		12.55 ha		49.77 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

現在、貸付けの意向の農地は、339筆、493,962㎡で、地域内農地の約95%の集積率となっている。
今後、残りの自己管理されている農地についても、農事組合法人等中心経営体に集積を進めていく。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置する。
また、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制等の構築に取り組む。

5 農地の貸付け等の意向 (別紙集積意向明細書の通り)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	赤松 下原1561、他132筆	219,962	0	0
2	細野 野々鼻480-1、他91筆	111,716		
3	河野原 下原1561、他67筆	119,486		
4	楠 下原1561、他39筆	42,830		
	計	493,994	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。